

身体拘束適正化のための指針

1 基本方針

- (1) ケアサポート Real（以下事業者）は、障害者・障害児及び高齢者（以下ご利用者）の生きがいと安心・安全を提供するため、ご利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を原則禁止とする。

- (2) 事業者は身体拘束防止に関し次の方針を定め、すべての従業者に周知徹底する。

- ①身体拘束は行ってはいけない。
- ②身体拘束を許容する考え方はしない。
- ③ご利用者の人権を最優先する。
- ④やむを得ない場合、利用者・家族に説明を行う。

2 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束はご利用者の生活の自由を制限するものであり、ご利用者の尊厳ある生活を阻むものである。ご利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

- (1) 身体拘束適正化の3要件

- ①切迫性
ご利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性
身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性
身体的拘束が一時的なものであること

- (2) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ① ご利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ ご利用者の思いをくみ取り、ご利用者の意向に沿った支援を提供し、丁寧な対応を行う。
- ④ ご利用者の安全を確保する観点から、ご利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながらご利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

3 身体拘束等廃止に向けた体制

当事業所では、身体拘束等の適正化に取り組むにあたって「身体拘束適正化検討委員会」を設置する。

- (1) 設置の目的

身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等

を行わない支援方法を検討することを目的とする。

(2) 身体拘束適正化検討の構成委員

身体拘束適正化委員会は管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。

- ・委員長は事業所管理者が務める。
- ・委員会の委員は、サービス提供責任者、ヘルパーとする。

(3) 身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会は、年1回以上開催します。

身体拘束発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

(4) 身体拘束適正化検討委員会の役割

ア) 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。

イ) 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式1に従い、身体拘束等について報告すること。

ウ) 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ) 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

オ) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

カ) 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

(5) 身体拘束適正化の担当者の選任

身体拘束適正化の担当者は管理者とする。

4 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化のための研修は、虐待防止研修の中に身体拘束等の適正化の内容を盛り込んだ研修を以下の通り実施する。

- ① 定期的な研修の実施（年1回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5 身体拘束等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

身体拘束は行わないことが原則であるが、ご利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手順にて行う。

(1) 委員会での検討

- ①緊急やむを得ず身体拘束を行う必要が生じた場合は、委員会において「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てに該当するか確認する。
- ②拘束によるご利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討する。
- ③身体拘束を行うと判断した場合は、拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する説明・同意書を作成する。

＜緊急・やむを得ない場合の例外三原則とは＞

- ① 切迫性：ご利用者本人の生命・身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限以外に代替法がないこと。
(ご利用者の状態に応じて必要な制限のない方法を選択することが必要)
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
(ご利用者の状態に応じて必要な最も短い時間を想定することが必要)

(2) ご利用者本人及び家族への説明

- ①ご利用者本人・ご家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、同意を得る。
- ②身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前にご利用者・ご家族に再度同意を得た上で実施する。

(3) 記録

身体拘束等を行った場合は、拘束方法・心身の状況・やむを得なかった理由、経過などを記録用紙に記録する。記録はサービス完結後5年間保存し、必要時に提示できるようにする。

(4) 身体拘束等の解除

身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、ご利用者・ご家族に報告する。

6 身体拘束等が発生した場合の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 身体拘束が発生した場合は、報告様式を用いて速やかに県及び市町村に報告するとともに、原因・結果を取りまとめ、適正性の検討を行います。
- (2) 身体拘束を行った利用者の様態及び時間、心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由(3要件)を記録し、少なくとも5年以上保管します。

7 当指針の閲覧について

当指針は、ご利用者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

8 その他

身体拘束適正化のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

付則

本指針は、令和7年7月1日より施行する。